

3. 上位・関連計画の整理

3.1 上位計画

(1) 目黒区基本構想・基本計画・実施計画

目黒区基本構想は、目黒区における計画的な行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、目黒区行政のすべての側面で尊重されることになるのはもとより、区の計画や事業などを推進していく上で生じる国や東京都など他の行政主体との関係においても、また区に関連する民間事業者との関係においても、そして何よりも区民一人ひとりとのかかわりにおいても、最大限に尊重されるべき「目黒区まちづくりの基本ルール」としての役割を持つものである。

基本構想を実現するための政策手段として、基本計画及び実施計画を定めている。基本計画は、基本構想を実現するための政策にかかわる長期的な総合計画として位置付け、実施計画は、基本計画に定める施策を具体化するための短期的な行財政計画として位置付けられている。



図 3.1 長期計画（基本構想、基本計画、実施計画）の体系

地域交通に関連する事項

目黒区基本構想

基本理念

- 人権と平和を尊重する
- 環境と共生する
- 住民自治を確立する

まちづくりの方向

目黒区は、目黒区の地域社会に三つの基本理念が実現されることを目指し、「ともにつくる・みどり豊かな・人間のまち」を「まちづくりの方向」と定めます。

目黒区基本計画

公共交通の整備

バス事業者に対し、バス運行の円滑化や路線再編成を要請し、利便性が高い街の実現を図るとともに、マイカー利用者の低減に向けた公共交通ネットワークを確立します。

目黒区実施計画

道路・交通体系・公園等の整備

- 総合的な自転車対策の推進（自転車走行環境整備等）
- 歩道のバリアフリー化推進（歩道の段差解消・舗装改良）
- 通学路・裏通りの交通安全対策（歩行者や自転車が安全・安心に通行できる道路環境整備）

目黒区財政計画

財政計画～今後の区の財政状況

歳入面では、区民税は景気の緩やかな回復による一定の伸びが見込まれますが、ふるさと納税による影響がマイナス材料として懸念されます。また、平成 30（2018）年度から予定される地方消費税の清算基準の見直しにより、地方消費税交付金が減収となる見込みです。さらに、令和元（2019）年 10 月の消費税率引上げと同時に実施される予定の法人住民税のさらなる国税化による特別区交付金の減が考えられ、大幅な増収は見込めない状況です。

歳出面では、安全・安心をしっかりと支え、明るい未来を拓くために、多様な区民ニーズに対応した区政を進めていきますが、子育て支援施策の拡充等に伴う経費や社会保障費の増加、今後見込まれる施設の更新経費の負担への対応など、大きな課題を抱えています。

目黒区財政計画は長期計画の図には含まれていないが、実施計画と一体のため、ここで整理をした。

< 目黒区基本構想 / 平成 12 年 10 月 / 目黒区 >

< 目黒区基本計画 / 平成 21 年 10 月 / 目黒区 >

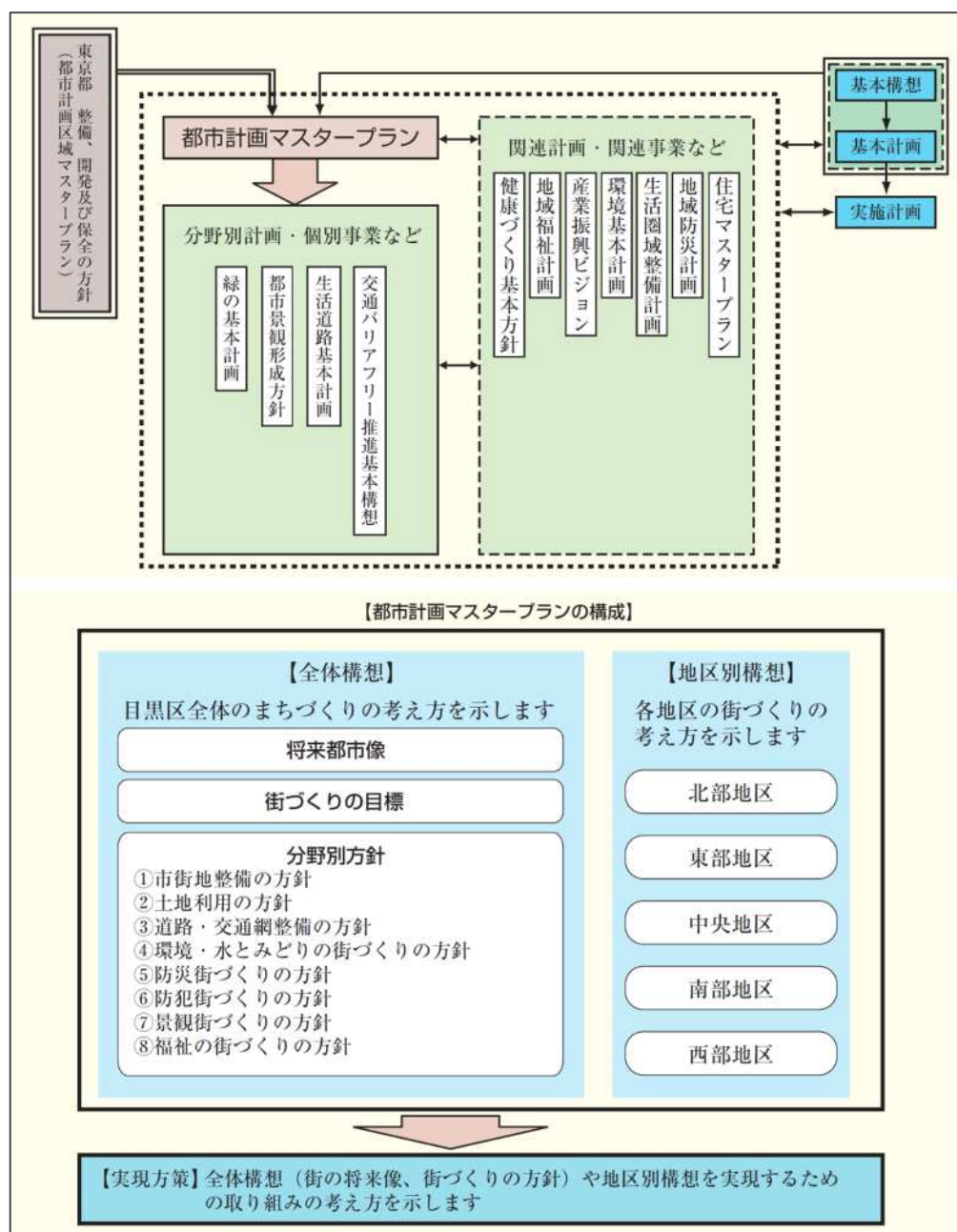
< 目黒区実施計画 / 平成 30 年 4 月 / 目黒区 >

(2) 目黒区都市計画マスタープラン

目黒区都市計画は、目黒区基本構想・基本計画が掲げる「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」を実現するために街の将来像を示し、街づくりの基本的な方向性を示したものである。

その役割は以下の通りである。

- 概ね 20 年後を目標に、都市計画に関する基本的な方針として、今後取組むべき街づくりの基本的な方向性を示します。
- 街づくりに係わる各種の計画を体系化して、街づくりを計画的かつ一体的に進めるための考え方を示します。
- 区民・事業者・行政が、都市計画マスタープランを通じて街づくりの目標を共有化し、連携して街づくりに取組むための考え方を示します。



< 出典：目黒区都市計画マスタープラン / 平成 16 年 3 月 / 目黒区 >

図 3.2 都市計画マスタープランの位置づけおよび構成

地域交通に関連する事項

2-2. 道路・交通網の視点

現状

公共交通機関は、都心を中心に鉄道路線が放射状に整備されており、バス路線網についても放射方向は比較的充実しているものの、環状方向のネットワークが十分ではありません。東京都の福祉のまちづくり条例や「(通称)交通バリアフリー法」に基づいて、鉄道駅などのバリアフリー化(=障壁の除去)は進みつつあります。

3-3. めぐるの将来都市構造

将来都市構造の考え方

・基本的考え方

都心を中心とする環状と放射状の鉄道・幹線道路網によって形成される区部の市街地は、地方都市のような自己完結した都市構造とはなっていません。また、区民の活動の場は、都心や近隣区市を含めた広域的な範囲にひろがっており、本区が単独で自立した都市構造を形成することは難しいと考えられます。交流機能としての広域拠点、交通体系の整備に力を注ぐとともに、それぞれの区が連携し都市機能を分担し合っていることを視野に入れて整備を図ります。

将来都市構造

・都市活動軸

東横線の地下鉄13号線(池袋～和光市方面)への乗り入れ、大井町線の田園都市線への乗り入れなど、今後、利便性が向上する鉄道網は、暮らしやすい街を支える広域交通の主軸として活用していきます。

だれもが利用しやすい公共交通として、立体交差化やバリアフリー化の促進による利便性の向上を進めます。鉄道ネットワークの充実による広域的な利便性の向上を活かしながら、多くの人を訪れる活力ある街の実現を図ります。

4-3. 道路・交通網整備の方針

公共交通網の計画的な整備

利便性が高い街の実現やマイカー利用の低減に向けた公共交通ネットワークの確立を図るため、バス交通の運行円滑化や路線再編成の要請を引き続き進めていきます。

だれもが利用しやすい公共交通の実現

すべての人が利用しやすい公共交通の実現に向けて、公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化を含め、駅舎・バス停の改良やバリアフリー車両の導入を引き続き交通事業者に要請していきます。

4-8. 福祉の街づくりの方針

福祉の街づくりの推進

・利用しやすい公共交通機関の整備

区民の日常的な移動手段である公共交通機関の鉄道やバスは、だれもが利用しやすいものとなるように改善を図ります。

鉄道駅舎の改良、エレベーターやエスカレーターの設置の拡大、車両の改善、バス路線の維持・拡充などを交通事業者に要請していきます。

駅周辺地区におけるバリアフリー化や放置自転車対策の推進を図るとともに、低床バスの積極的な導入などを関係機関へ働きかけていきます。

6-2. 区民、事業者、行政の連携と役割分担

区民の取組

(1) 街づくりへの参加の意識を高める

多様な地域特性に応じて、地域に根ざしたきめ細かい街づくりを進めていくためには、地域に暮らす区民一人ひとりが街づくりを自らの問題としてとらえ、街づくりに主体的に参加する意識を高めていくことが重要です。

(2) 街の将来を考える

地域に暮らし、街の事情に精通している区民が、生活者の視点から自分達の街の身近な問題・課題を見つめ直し、歴史的な背景や地域の特性を十分に理解したうえで、これからの街のあり方を考える事が街づくりの出発点となります。

また、街には様々な立場で、多様な意見を持つ人達が活動しています。そうした人達が、お互いの立場を尊重しながら、目指すべき街の将来像を話し合うことが大切です。

(3) 街づくりの計画をつくる

区民、事業者、行政は、街の将来像や街づくりの目標を共有したうえで、具体的な街づくりの計画を練り上げていくことが必要です。

その際には、区民が自らの責務を十分に認識しつつ、街づくりの計画策定に主体的に関わっていくことが重要です。

(4) 街づくりを実践する

議論してつくりあげた計画に基づいて街づくりを実践する際には、役割分担や連携のあり方を踏まえたうえで、区民も主体的に参画していきます。

事業者の取組

(1) 地域の将来像を尊重する

事業者は、地域社会の一員として地域の将来像を尊重し、地域の街づくりに資するような建築・開発行為などの活動を行うことが求められます。

そのため、大規模な建築・開発行為を行う際には、区民や行政とともに、地域の将来像について十分に話し合う機会を持つことが必要です。

(2) 街づくりに協力する

事業者は、区民や行政との連携のもとに、地域の街づくりに積極的に協力することが求められます。

また、事業者の活力を活かしたPFI事業による公共施設整備など、より幅広いかたちでの街づくりへの参画も進めていきます。

(3)街づくりに自発的に取組む

区民や行政からの働きかけや誘導による街づくりへの協力だけでなく、事業者が自ら、創意工夫や地域貢献の意識を持って、街づくりに自発的に取り組む姿勢が大切です。

良好な住環境や街並みの形成に資するような建築物の規模・形態・意匠の配慮、オープンスペースの確保や緑化の推進、省エネや資源の再利用といった多様な取組が期待されます。

行政の取組

(1)情報の提供や啓発・普及を進める

区は、街づくりに関する情報の公開・提供に努め、区民や事業者との情報の共有化を図っていきます。

また、区民や事業者の街づくりへの関心を高め、街づくりへの主体的な参画を促進していくために、街づくりの啓発・普及を進めます。そのため、区報や区ホームページの活用、パンフレットの作成、イベントやシンポジウムの開催、街づくり教育の推進を行っていきます。

(2)街づくりのきっかけをつくる

地域に根ざしたきめ細かな街づくりを進めていくために、身近な地域単位で街づくりを協議する場を設けるなど、区民や事業者の参画を得て街づくりの話し合いを行う場の整備を進めていきます。協議会の設立、話し合いから街づくりに至る具体的な仕組みや進め方については、街づくり条例における位置づけのあり方も含めて検討を進めます。

また、地域の街づくりの課題に対応した街づくり制度・事業の紹介やアドバイスをしたり、街づくり計画の提案を行うことにより、地域の街づくりの促進を図ります。

(3)街づくりを支援する

区は、街づくりに主体的に取り組もうとしている区民や活動組織（NPOや地域団体など）に対する支援を進めます。支援の内容として、相談窓口の整備、技術的なアドバイスの提供、コンサルタントなどの専門家の派遣、活動の場の提供（集会室の貸出など）、関連組織・機関との調整の支援、街づくり活動の類似事例の情報提供を行います。

(4)街づくりの仕組みを整える

区は、街づくりを推進する一連の流れ（情報提供、啓発・普及、街づくりの促進や支援、誘導）についての仕組みを整えます。また、区民による街づくりの発意や提案を受け止める仕組みも整備していきます。

その際には、既存の事業・制度の活用・導入だけでなく、区独自の街づくりの体系として、街づくり条例をはじめとする仕組みを整えていきます。

(5)区民参加の街づくりを進める

区は、行政が責任を持って取り組むべき街づくり計画・事業を推進します。なお、街づくりの各ステップ（計画・構想の立案、事業計画の策定、事業の実施、維持・管理の各段階）において、街づくりへの区民参加を積極的に進めます。

(6)街づくりの体制を整える

区は、街づくりに係わる体制の拡充や街づくりの効果的な推進に向けた庁内の連携強化を進めます。

区の街づくりの財源については、安定的な確保と予算の効率的な運用を図ります。

また、国・都の補助金の活用を図るとともに、区の街づくりへの協力要請や財源の移譲の働きかけを進めます。

P F I手法の活用など、民間資金の導入についても検討していきます。

(7)多様な主体と連携する

国、都、隣接区、交通管理者、鉄道事業者、その他公的事業主体の街づくりに係わる関係機関との連携・協力を図るとともに、本区の街づくりにとって必要な事項については、協力を要請していきます。

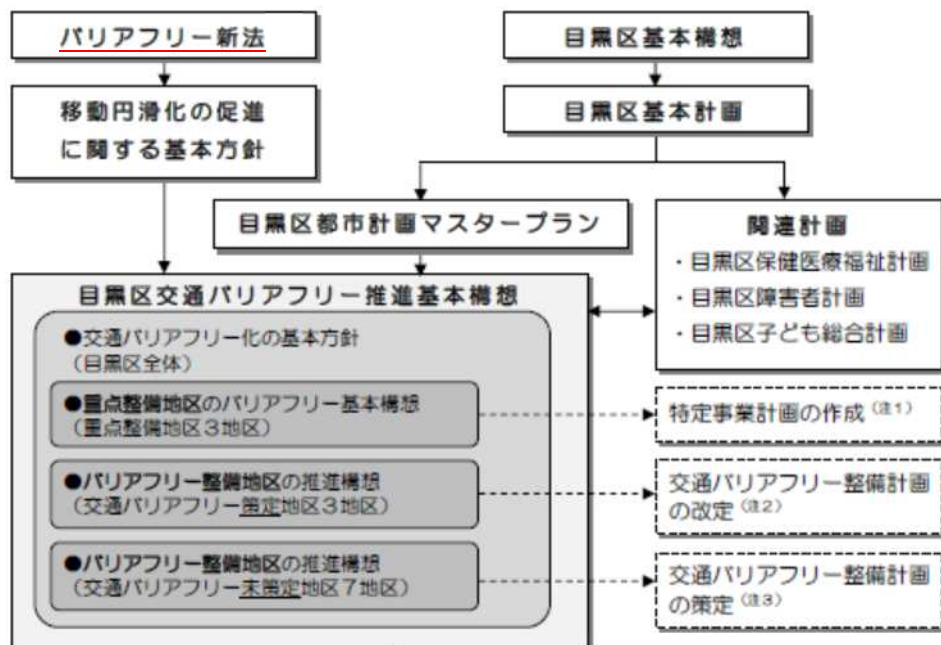
また、自主的に活動する区民やN P Oとも円滑に連携し、協力や役割分担を行うとともに、それら活動組織のネットワークを活かした街づくりを進めます。

<目黒区都市計画マスタープラン / 平成 16 年 3 月 / 目黒区 >

3.2 関連計画

(1) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想

「バリアフリー法」及び国が定めた「移動円滑化の促進に関する基本方針」及び「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」、「目黒区都市計画マスタープラン」に即した、目黒区の交通バリアフリー推進に関わる基本的な構想である。



注1：重点整備地区は、バリアフリー新法に基づき、各施設設置管理者が平成24年度以降すみやかに、本構想に即して、特定事業計画を作成し、特定事業計画の中で、実施する事業の箇所と内容及び実施予定期間等を示します。

注2：バリアフリー整備地区のうち交通バリアフリー整備計画策定地区は、目黒区が平成25年度以降に、順次地区毎に、本構想に即して整備計画を検証し、実施する事業の箇所と内容及び実施予定期間等を再度示します。

注3：バリアフリー整備地区のうち交通バリアフリー整備計画未策定地区は、目黒区が平成25年度以降に、順次地区毎に、まちづくり計画等の策定にあわせ、本構想に即して整備計画を策定し、実施する事業の箇所と内容及び実施予定期間等を示します。

「目黒区交通バリアフリー推進基本構想（平成24年3月）」における記載のままとしている。

図 3.3 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の位置づけ

移動支援に関する事項

第3章 交通バリアフリー化の基本方針

経路のバリアフリー化

経路のバリアフリー化にあたっては、段差と勾配を抑えた歩行空間のバリアフリーネットワークの形成、商店街に面する道路や自動車交通の比較的少ない道路の場合は歩行者や自転車を重視した空間への再編、坂道の歩行の支援、自転車利用者のルール遵守とマナー向上などを進めます。

施設のバリアフリー化

高齢者・障害者等の増加傾向を踏まえ、日常生活に欠かすことができない駅やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

(2) 目黒区保健医療福祉計画

目黒区基本計画の補助計画として位置付け、すべての区民を対象とした保健医療福祉の施策を総合的に推進するための基本となる計画とされている。また、社会福祉法に定める地域福祉計画及び老人福祉法に定める老人福祉計画の性格を併せ持った計画としている。

住み慣れた地域でその人らしく自立し、充実した生活を送るために、「個人の尊厳と人間性の尊重」を基盤とした、「自立生活の確立」、「健康寿命の延伸」及び「地域の支え合いの推進」を基本とします。

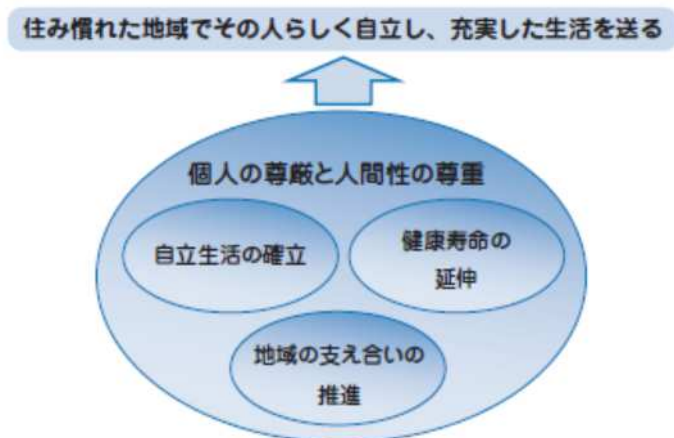


図 3.4 目黒区保健医療福祉計画の基本理念

移動支援に関する事項

第3章 地域保健福祉を推進する施策

第1節 地域福祉・地域包括ケアの推進

4 多様な社会参加・交流の促進

(1) 社会参加・生きがいつくりの推進

- ・ 移動に係る支援の推進

障害のある人の自立と社会参加のために移動支援・同行援護事業のサービス提供を推進します。

第2節 地域における自立した生活への支援

2 障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援

(2) だれもが社会に参加し、貢献することができる環境づくり

- ・ 移動に係る支援の推進

障害のある人の自立と社会参加のために移動支援・同行援護事業のサービス提供を推進します。

< 目黒区保健医療福祉計画 / 平成 30 年 3 月 / 目黒区 / p.27 および p.73 >

(3) 目黒区障害者計画

目黒区では、昭和 59 年の第一次障害者行動計画の策定以来、障害のある人を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、障害のある人に関わる計画の改定を重ね、障害者福祉を総合的・体系的に推進してきた。

目黒区障害者計画は、児童福祉法の改正に伴い障害児支援の強化・推進のため区市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを受け、第 1 期目黒区障害児福祉計画及び第 5 期目黒区障害福祉計画を含むものである。

この計画の位置づけは以下の通りである。

- この計画は、長期的展望の下に目黒区内における障害保健福祉の総合的な計画としての基本目標を示したものです。
- この計画は、障害者基本法に規定する障害者に関する基本的な施策を計画的に推進するための「障害者計画」、障害者総合支援法に規定する計画期間における成果目標及び必要なサービス見込量を定める「障害福祉計画」、児童福祉法に規定する計画期間における成果目標及び必要なサービス見込量を定める「障害児福祉計画」に位置づけています。
- この計画は、「目黒区基本計画」の補助計画であり、「目黒区保健医療福祉計画」等との整合性を図ります。

移動支援に関する事項

第 3 章 課題別事業計画

基本目標 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり

1 社会参加を促進するための支援

(2) 移動に係る支援

障害のある人が、地域で自立し社会に参加するため、必要となる移動に係る各種サービスの提供を推進するとともに周知を図ります。

第 4 章 第 5 期目黒区障害福祉計画

5 地域生活支援事業の必要な見込み量

(1) 必須事業

移動支援事業

屋外での移動が困難な人に必要な外出のための支援を行います。

< 目黒区障害者計画 / 平成 30 年 3 月 / 目黒区 / p.47 および p.106 >

3.3 関連施策

(1) 介護タクシー利用補助事業

在宅で外出時に常時車いす、ストレッチャーを利用して、公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）の利用が困難な方に、介護タクシーの利用補助を行っている。

介護タクシーの利用者負担金額は、利用合計金額から、区の補助金額（各事業者設定の予約料、迎車料および基本介助料の合計の実費額。ただし補助上限額あり）を差し引いた金額。

移動支援に関する事項

区と契約している介護タクシーを利用するときの料金の一部を補助します。

対象となる方

次のいずれかに該当する、在宅のかた。（入院中、施設入所中の方は対象外。）

- 身体障害者手帳をお持ちの、外出時に常時車いす等を利用しているかた
- 要介護4または5のかたで、外出時に常時車いす等を使用しているかた

< 目黒区 HP / 令和元年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >

(2) ハンディキャブ運行

目黒区は区内に在住し、一人では公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）を利用して外出することが困難な高齢の方や障害を持っている区民が、目黒区内やその近郊（地図上の直線距離で目黒区を中心とした半径 15 キロメートル以内）に出かける際に利用可能なハンディキャブ（車椅子ごと乗れる自動車）の運行を行っている。

ハンディキャブは運転協力員の協力により運行されており、利用者は事前に会員として登録をしたうえで、直線距離 3 キロメートルごとに 500 円の費用を負担する。

移動支援に関する事項

高齢や障害等の理由で、一人では外出が困難な方へ、車椅子ごと乗れる自動車「ハンディキャブ」を運行しています。

ハンディキャブは運転協力員のご協力により運行されています

運転協力員とは

地域にお住まいの

- 地域福祉活動にご理解があり、ご利用者に対して、いつでも温かい気持ちで接することのできる方
- 原則として普通自動車二種免許を所持している方、又は一種免許でも国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習（通常 2 日間）を修了した方
- 自動車運転免許を取得して 3 年以上経過し、過去 2 年間に於いて運転免許停止処分を受けていない方

が、運転協力員としてハンディキャブを運行しています。

< 目黒区社会福祉協議会 HP / 平成 30 年 3 月 / 目黒区社会福祉協議会 >

(3) 福祉タクシー利用券の給付

目黒区は区内に住む心身障害者を対象に福祉タクシー利用券を交付している。

目黒区が契約しているタクシー事業者のタクシーを利用でき、令和元年5月時点で迎車予約可能な事業者が33社、迎車予約はできないがタクシー利用券を利用できる事業者が38社、介護タクシー会社が77社となっている。

移動支援に関する事項

心身障害者のかたに、福祉タクシー利用券を交付します。

対象となる方

目黒区にお住まいで、次のいずれかに該当するかた

- 下肢・体幹・内部障害に係る機能障害を有し、総合等級が1級から3級のかた
- 上肢・視覚障害に係る機能障害を有し、総合等級が1級、2級のかた
- 愛の手帳1度、2度のかた
- 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症のかた
- 区で指定する特殊疾病（難病）のかたで、東京都発行の特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けているかた

< 目黒区 HP / 令和元年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >

(4) 自動車燃料費の助成

目黒区は区内に住む心身障害者を対象にガソリン代・軽油代を助成している。

障害者本人もしくは該当世帯が保有する自動車・軽自動車等の利用者（障害者本人）に限度額を設けたうえで4か月毎に給付される。

移動支援に関する事項

心身障害者のかたに、ガソリン代・軽油代を助成します。

対象となる方

目黒区にお住まいで、次のいずれかに該当するかた

- 下肢・体幹・内部障害に係る機能障害を有し、総合等級が1級から3級のかた
- 上肢・視覚障害に係る機能障害を有し、総合等級が1級、2級のかた
- 愛の手帳1度、2度のかた
- 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症のかた
- 区で指定する特殊疾病（難病）のかたで、東京都発行の特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けているかた

< 目黒区 HP / 令和元年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >

(5) 自動車運転教習料の助成

目黒区では自動車運転免許(第一種普通自動車免許)を取得する身体障害者に教習費用の一部を補助している。

移動支援に関する事項

自動車運転免許(第一種普通自動車免許)を取得する身体障害者に教習費用の一部を補助します。教習を始める前の申請が必要です。

対象となる方

18歳以上の心身障害者で、運転免許試験場の適正試験(運動能力)に合格していて、次のいずれの要件にも該当するかた。

- 身体障害者手帳1級から3級(内部障害は4級以上で歩行困難なかた。下肢、体幹機能障害は4級、5級で歩行困難なかた)又は愛の手帳1度から4度のかた。
- 申請をする日の3か月前から引き続き目黒区に住所を有すること。
- 本人の前年の所得税の年額が40万円以下
- 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていないこと。

<目黒区HP / 平成30年10月 / 目黒区障害福祉課>

(6) 自動車改造費の助成

目黒区では18歳以上の身体障害者を対象に、自動車の改造費を助成している。

移動支援に関する事項

対象となる方

18歳以上の身体障害者手帳を持っているかたで、次のいずれの要件にも該当するかた。

- 上肢・下肢・体幹機能障害の程度が1級から3級のかた
- 通勤、通学及び通所のために自ら運転する自動車の一部を改造する必要のあるかた
- 前年所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内であるかた

<目黒区HP / 平成30年10月 / 目黒区障害福祉課>

(7) 自動車購入資金の貸付

目黒区社会福祉協議会では、障害者の日常生活および社会参加のための自動車を購入するための資金の貸付を行っている。

移動支援に関する事項

対象となる方

本人あるいは家族が身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っているかたで、本人または生計を同一にする親族のかたが運転免許証を持っているかた。車の使いみちは、通勤・通院・通学等、障害者の日常生活および社会参加のため。

< 目黒区 HP / 平成 30 年 10 月 / 目黒区障害福祉課 >

(8) 自転車シェアリング事業

民間事業者が運営する自転車を借り・返すサイクルポートから、電動アシスト自転車を利用して移動ができる。サイクルポートは、周辺区の渋谷区、品川区、大田区と千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区を含む 10 区に整備されている。

移動支援に関する事項

対象となる方

自転車シェアリングの利用に際し、民間事業者の利用規約に同意する必要がある。利用規約に同意したかたが対象となる。

会員登録の際に必要なもの

- 通話とメール受信可能な携帯電話もしくはスマートフォン
- クレジットカード

利用料金（税抜）

	利用可能時間	基本料金	延長料金
1回会員	24時間	30分以内150円	30分毎100円
月額会員	24時間	月額料金2,000円 30分以内無料	30分毎100円
1日パス	1日パス購入当日の23時59分まで	1日パスの料金1,500円	当日返還した場合、延長料金は発生しない。

< 目黒区 HP / 令和元年 12 月 / 目黒区土木管理課 >

(9) 徒歩に関する施策

区では、鉄道駅から公園や神社、お寺などを散歩するコースとして、みどりの散歩道をまとめており、安全で快適な歩行空間づくりのため、コースの整備や沿道を緑化するなど、徒歩に関する移動の補助的役割の一部を担っている。また、区民の健康づくりを目的として、日常生活における身体活動（歩数）を増やす取組として、めぐろウォーキングマップや坂道ウォーキングのすすめをまとめており、歩いて移動できる身体づくりに寄与している。

3.4 目黒区以外が主体となった施策・取組

目黒区民も対象となる区以外が主体となった関連施策について整理を行った。

(1) 旅客運賃（JR線・私鉄・旅客船）の割引

心身障害者・心身障害児とその介護者、戦傷病者^{せんしょうびょうしや}手帳の交付を受けたかたが JR 線、連絡会社線を利用する場合運賃が割引になります。

連絡会社線とは JR 線と連絡運輸（乗車券の通し発売）等をしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線、航路等）です。

< 目黒区 HP / 平成 27 年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >

(2) 都営交通（都バス・都営地下鉄）の無料乗車券と割引

身体障害者、知的障害者、戦傷病者^{せんしょうびょうしや}及び原爆被爆者のかたに、都営交通無料乗車券を発行いたします。また、介護者の割引制度があります。

< 目黒区 HP / 平成 27 年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >

(3) 東京都精神障害者都営交通乗車証

東京都では、精神障害者保健福祉手帳を所持するかたの社会参加を応援するため、精神障害者都営交通乗車証を交付します。

< 目黒区 HP / 平成 26 年 12 月 / 目黒区障害福祉課 >

(4) 民営バス料金の割引

障害者の手帳をお持ちのかたは、民営バス料金の割引を受けることができます。

< 目黒区 HP / 平成 27 年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >

(5) 東京都シルバーパス

高齢者の社会参加を進めるため、70 歳以上のかたに都内のバス（民営・都営）都営地下鉄、都電を利用できる乗車証を発行しています（毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで 1 年間有効のパスです）。

< 目黒区 HP / 平成 27 年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >

(6) 障害者のタクシー料金の割引

身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けているかたは、乗車地域により、走行メーター表示額から 10 パーセントの割引を受けることができます。

< 目黒区 HP / 平成 26 年 11 月 / 目黒区障害福祉課 >